

甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集する区域番号・人数

区域番号	担当区域	人数
5	宇川・北内貴	1人

2 任用期間

農業委員会総会で委嘱された日から令和8年7月19日まで

3 身分

甲賀市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第3号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項に基づく)

4 主な職務内容

- (1) 農地法や他の法令等に基づく、担当区域内の農地の権利に係る申請案件の現地調査を行うとともに、総会に出席し意見を述べます。
- (2) 担当区域内の農地利用状況の現地調査（農地パトロール）
- (3) 担当区域において農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）と連携して、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農・参入の促進に関する現場活動を行います。
- (4) 農業委員と連携して、農業者からの相談及び助言、農業一般に関する調査及び情報の提供、また地域での農業関係者の話し合いに出席します。
- (5) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、「農地利用最適化推進施策に関する意見書」について必要に応じて意見を述べます。
- (6) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席します。

※ 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、農地パトロール等の活動内容を月毎に記録し、翌月の5日までに農業委員へ提出します。

5 委員報酬

月額 22,000円

6 推薦及び公募について

推進委員の募集は推薦及び公募により行います。

7 推薦を受ける者、応募する者の資格要件

農地利用の最適化推進に熱意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

- ① 任期の開始日において満20歳以上であること。
- ② 甲賀市の職員でないこと。
- ③ 欠格者（破産中、禁固刑執行・猶予中）でないこと。
- ④ 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 推進委員と農業委員の兼務はできません。

8 推薦、応募の方法

所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で、農業委員会事務局に提出してください。なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 様式の入手方法

推薦申込書、応募申込書は甲賀市農業委員会事務局に備え付けています。また、甲賀市のホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 添付書類

- ① 推薦の場合は、推薦を受ける者の同意書兼宣誓書
- ② 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

9 受付期間

令和6年4月11日（木）から令和6年5月9日（木）まで

※ 持参される場合は、市の執務時間内（市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。郵送の場合は締切日必着とします。

※ 郵送される場合は、封筒の表に「農地利用最適化推進委員応募関係書類在中」と朱書きしてください。

10 推薦及び応募状況の公表

- (1) 推薦、募集の期間中及び終了後に、提出書類に基づき、推薦を受けた者及び応募した者の氏名、年齢、職業、並びに推薦を受けた者の数及び応募した者の数をホームページで公表します。

11 農地利用最適化推進委員候補者評価結果の通知

- (1) 甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類により資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価及び必要に応じて面接を行い、候補者を決定します。その後、農業委員会総会で承認の後、農業委員会が委嘱します。

12 提出先及び問合せ

甲賀市農業委員会事務局 電話 69-2262
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地